

四日市市告示第 20 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 1 月 25 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終点			
1	赤水9号線	平尾町字中通り2099-1	9.0~16.5	76.0	
		平尾町字中通り971-1			
2	平尾開拓1号線	平尾町字中通り2099-1	6.5	121.0	
		平尾町字中通り2120			
3	平尾開拓2号線	平尾町3076-2	6.5	29.7	
		平尾町字中通り2120			